

7. 生徒心得

充実した学校生活がおくれるようお互いに協力し合い、他人や近隣に迷惑をかけないように行いましょう。また、一人ひとりが一橋高校の生徒であることを自覚して責任ある行動をしてください。

学校生活について

- (1) 登校するときには、生徒証、「通信教育のしおり」、その他、学習に必要な用具を必ず持ってきてください。
- (2) 登校したら生徒昇降口（エントランス）で、スクーリングニュース、各種プリントを受け取って、必ず読んでください。また、掲示板の指示にも目を通してください。
- (3) 貴重品類の自己管理を徹底してください。落し物をした場合、または落し物を拾得した場合は職員室に届け出てください。
- (4) スクーリング受講中は私語、居眠り等を慎み、スマートフォン・携帯電話などの電源は切るようにしてください。また、帽子、サングラスは取りましょう。
- (5) スクーリングの無い時間は、静かに自習等をして過ごしましょう。
- (6) 本校生徒以外の者の校内立入は禁止します。
- (7) 学校管理下での事故による負傷、疾病については、日本スポーツ振興センターから医療費や見舞金が支給される場合があります。該当する場合は申請書と医師の診断書を添えて担任まで申し出てください。
- (8) 以下は、学校の内外を問わず特別指導（スクーリング出席の取消等）対象となります。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(ア) 自転車、オートバイ、自動車による通学（送迎も含む）(イ) 喫煙および喫煙者との同席（登下校時も含む）(ウ) スクーリングや考査などにおける本人以外の者の代理出席、代理受験(エ) レポートの代筆（返信住所、表紙の記入も含む）(オ) SNSへの悪質な書き込み(カ) 法令に触れる行為や人権を侵害する行為、生徒としてふさわしくない行為 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

校舎・施設の利用について

- (1) エレベーターは使用禁止です。ただし、病気、怪我、障がい、妊娠など特別な事情がある場合には生活指導部まで申し出てください。許可証を発行します。
- (2) 校舎は、定時制課程と共有施設です。大切に使い、汚した時はきちんと清掃してください。ゴミは分別し、所定の場所に捨てましょう。
- (3) 昼食は生徒昇降口（エントランス）または、教室が利用できます。その際、後片づけも忘れずに行ってください。
- (4) 施設・備品などを破損・汚染した場合は実費弁償となります。担任へ速やかに報告してください。

1 生徒心得

本校では皆が互いに気持ちよく、そして有意義な学校生活を送れるよう、以下のように生徒心得を定めている。いずれも学校や社会で生活していく上での必要最低限のマナーなので、授業や部活動、課外活動の時間や登下校時をはじめとして、あらゆる場所でしっかり心に留め置いて行動すること。

◇登下校時◇

- 1 下校の時間を守ること。
登校は、特別な許可がない限り、8:00以降とする。
下校時間は以下のとおりである。
[I・II部] 17:15 ※授業や部活動・補講などがある場合、終わり次第下校する。
[III部] 21:15
- 2 交通法規を守り、安全に注意する。
- 3 自転車・バイク・自動車通学、及び近隣での活動を禁止する（同乗含む）。
「近隣での活動」とは、一旦帰宅後に友人に会うなどの目的で学校近辺を乗り回すことを指す。

◇所持品◇

- 1 私物の管理はロッカーを使用する。ロッカーは必ず施錠をする。
- 2 貴重品の管理を徹底する。必要以上の大金等は持参しない。
- 3 体育や部活動等で更衣する場合は、必ず指定された更衣室等で更衣し、貴重品は放置せず個人のロッカー等で管理する。
- 4 盗難の被害に遭った場合や物品を紛失・拾得した場合は、直ちに生活指導部へ届ける。

◇学校生活◇

- 1 お互いに挨拶を交わし、集団のルールを守って気持ちよく学校生活を送れるよう心掛ける。
- 2 理由なく遅刻・早退・欠席をしない。やむを得ず遅刻・早退・欠席をする場合は、必ず担任に事前の届け出をする。急な事由の場合は電話で連絡をする。
- 3 本校はノーチャイム制である。時程をしっかり把握して行動する。
- 4 委員会活動や清掃など、割り当てられた仕事は、責任をもって取り組む。
- 5 学校行事やホームルーム活動、生徒会活動には積極的に参加する。
- 6 校内の環境美化に努める。きちんと清掃を行い、ゴミの分別を徹底する。
- 7 ロッカーに個人のシールを貼ったり、器物に落書きをしたり、汚損・破損させたりしない。
- 8 学校内（ロビーや教室、図書室等）や学校外（近隣の道路、コンビニ等）において、ゴミを散らかしたり大声で騒いだりするなど、周りの迷惑になる行動はしない。
- 9 飲食は2階ロビーで行う。昼休みは食堂、2階教室での飲食も可である。
- 10 III部の生徒は給食をとることができる。ただし無断・無券での喫食や、他人の予約分を利用しての喫食はできない。またI・II部の生徒は給食対象外であり、給食の時間帯に食堂へ入室することはできない。
- 11 公共の場における男女の関わり合いについては、適切なものとする。
- 12 些細なできごとから暴力やいじめに発展することがある。普段から友人やクラスメイトなどと適切なコミュニケーションを取ることが大切である。

◇授業◇

- 1 授業には常に集中して取り組み、努力を重ねる。
授業のルールを守り、授業担当の教員の指示を聞き、取り組むことが大切である。
- 2 授業中に以下のことをしてはならない。
ア 飲食（ガムやアメなど含む）
イ 携帯電話や音楽プレイヤー、ゲーム機などの機器の利用・操作
ウ 帽子を被る、イヤホンをつける
エ 他の生徒の学習を阻害する行為（不必要な私語など）
オ 教員の指示を聞かない
※とくに携帯電話（スマートフォン含む）は、机の中やポケットに入れない。
必ずバッグまたはロッカーにしまうこと。

◇施設使用◇

- 1 学校の施設・設備は大切に使う。万一壊したり、壊れているのを見つけたりしたら、すぐに生活指導部に届ける。
- 2 委員会や部活動等で使用した施設は、使用した団体が責任をもって片付け、戸締りをする。
- 3 学校敷地内の非常階段や近隣の私有地へ立ち入ったり、休業日や早朝・夜間に無断で学校敷地内へ立ち入ったりしない。

◇SNS等インターネット利用の注意◇

- 1 SNS等とは twitter, facebook などの SNS だけでなく LINE や各種メッセージサービスを含むインターネットを利用した各種サービスを表す。
- 2 友人やその他の生徒の画像や動画、氏名などの個人情報を、無断で SNS 等へ投稿しない。
- 3 第三者が見た際に飲酒・喫煙が行われていると疑われるような画像・動画・文章を SNS 等へ投稿しない。
- 4 SNS 等で他人を誹謗中傷しない。対象者の氏名等を上げていなくても、第三者が見た際にわかるような投稿はしない。

◇禁止事項◇

- 1 他人への威嚇や脅迫、金銭を要求するなどの恐喝行為は決してしてはならない。これは生徒の安心・安全を脅かす重大な行為である。
- 2 カットとなって叩くなど、突発的な暴力を行わないよう注意する。普段から冷静に対処できるよう努める。
- 3 生徒は、教員の指示や指導に従い、学校生活を送る。時間・場所・場合によって、目上の人に対しての態度や言葉遣いなど、どのように接するべきか考えて行動する。
- 4 殴る・蹴るなどの暴力（傷害）やいじめは決して許さない。安心・安全な学校生活を送る上で許されない、最も重大な行為であり、絶対にしてはならない。
- 5 無免許運転は違法行為であり、重大な事故に発展する可能性のある危険な行為であり、絶対にしてはならない。
- 6 上記の他、法に触れる行為や人権を侵害する行為、一橋生として相応しくない行為は禁止する。このような行為が発覚した場合、厳しく対処する。

都立一橋高等学校「学則」

(単位制による定時制課程及び通信制課程)

第1章 総則

第1条 (目的) 本校は、学校教育法の定めるところにより、単位制の高等学校普通教育を施すことを目的とする。

第2条 (課程) 本校は定時制の課程及び通信制の課程を置く。

第3条 (学科) 1 定時制課程には、次の部・学科を置く。

ア I部 普通科

イ II部 普通科

ウ III部 普通科

2 通信制課程には、普通科を置く。

第4条 (科目履修生) 各部・学科に科目履修生(聴講生)を置くことができる。

第5条 (修業年限) 本校の修業年限は、定時制課程・通信制課程とも、本校入学以前に在籍した高等学校の修業年数と合わせて3年以上とする。

第2章 年度・学期及び休業日

第6条 (学年制) 1 定時制課程は、単位制・学年制とする。

2 通信制課程は、単位制・無学年制とする。

第7条 (年度) 年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 (学期) 1 定時制課程の学期は、次のように定める。

ア 1学期

イ 2学期

ウ 3学期

2 通信制課程の学期は、次のように定める。

ア 前期

イ 後期

第9条 (休業日) 1 定時制課程の休業日は、次のとおりとする。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日

ウ 開校記念日 4月21日

エ 都民の日 10月1日

オ 夏季休業日 7月21日～8月31日まで

カ 冬季休業日 12月26日～1月7日まで

キ 春季休業日 3月26日～4月5日まで

ク その他東京都教育委員会が定める日

2 通信制課程の休業日は、次の一部別を定めるが、他は定時制課程に準ずる。

ア 土曜日・日曜日の週休日を変更した日

イ 学期間休業日 前期末の3日間

第3章 教育課程及び授業日時数

第10条 (教育課程) 教育課程は、別に定める。

第11条 (授業日時数) 授業日数は、別に定める。

第4章 単位の履修・修得の認定

第12条 (履修) 教科・科目の履修の認定は、計画的・継続的にその授業を受け、出席時数が別に定める基準を下らないものとする。

第13条 (修得) 履修した教科・科目について、その成果が目標からみて満足できるものと認められるとき、校長はその教科・科目の所定の単位を修得したことを認定する。

第5章 生徒定員及び職員組織

第14条 (生徒定員) 本校生徒の定員は次のとおりとする。

1. 定時制課程 960名

2. 通信制課程 720名

第15条 (職員組織) 本校に校長・副校長・経営企画課長のほか、主幹・主任教諭・教諭・養護教諭・実習助手・経営企画室職員・司書・その他の必要な職員を置く。

第6章 入学・留学・転学・退学・休学および卒業

第16条 (入学) 1 入学の時期は学期始めとする。

2 入学を許可される者は、学校教育法第57条および学校教育法施行規則

第95条の各号の1に該当する者とする。

3 入学選抜の方法は、別に定める。

第17条 (転・編入) 各課程に欠員が生じたときは、転入学・編入学を許可することができる。

第18条 (留学) 1 校長は、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 留学の単位の認定等については、校長が別に定める。

第19条 (転退学) 1 転学または退学しようとするときは、その理由を明記し、保護者または

保証人から校長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 転学または退学しようとする者が成人の場合は、本人またはその配偶者が

転退学を申請することができる。

第20条 (休学) 校長は、病氣その他特別の事情で3か月以上出席困難と認められる者には、

その年度内につき休学を許可することができる。

第21条 (卒業) 1 本校で一定年限以上修業し、別に定める規定により74単位以上修得した場合

は、卒業を認定する。

2 前項の単位数には、次に掲げる単位数を累積加算することができる。

ア 他の高等学校で修得した教科・科目の単位で、本校で認定したもの。

イ 高等学校卒業程度認定試験 (旧大学入学資格検定) の合格科目で、本校が

認定したもの。

ウ 定通併修により、本校が認定したもの。

エ 生徒の知識及び技能に関する審査に係る学修を本校における科目の履修とみ

なし、本校が認定したもの。

オ 本校所定の課程を修了し、卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

カ 卒業の時期は、原則として年度末とする。ただし、特別の事情があると認め

られるときには前期末に卒業を認定することができる。

第7章 授業料その他

第22条 (授業料等) 本校生徒の授業料および納入方法等は、東京都立学校の授業料等徴収条例の

定めるところによる。

第8章 賞 罰

第23条 (褒賞) 校長は、必要と認めたとき、生徒に賞状もしくは賞品を与えてこれを褒賞する。

第24条 (懲戒) 校長は、必要と認めたとき、生徒に次の懲戒を行う。

1 退学

2 停学

3 訓告

4 戒告

5 その他

第25条 (退学) 校長は、次に該当する者があるときは、退学を命ずることができる。

1 品行不良で改善の見込みがないと認められた者

2 学力不足で成業の見込みがないと認められた者

3 正当な理由がなくて出席が常でない者

4 所定の期日までに履修登録を行わないなど修業の意思がないと認められた者

5 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する行為のあった者

6 別に定める在籍年数を越える者

付 則

1. 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

2. この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。